

資産評価規定の変遷とその背景 (3)

渡 辺 和 夫

目 次

- 1 はじめに
- 2 昭和49年改正商法における資産評価規定
 - (1) 改正の経緯
 - (2) 包括規定の新設
 - (3) 子会社株式の評価
- 3 平成11年改正商法における資産評価規定
 - (1) 金融商品の時価評価
 - (2) 時価評価の容認
- 4 平成14年改正商法における資産評価規定の省令化
 - (1) 商法改正と商法施行規則
 - (2) 省令委任の意義
- 5 むすび

1 はじめに

昭和37年の改正後、商法は今日までたびたび改正された。昭和41年、49年、56年と改正され、さらに平成2年、5年、6年、9年、11年、12年、13年、14年と改正されている¹⁾。とりわけ近年の改正は頻繁である。これらの改正のうち、資産の評価規定と関連するのは、昭和49年、平成11年および同14年の3回である。

昭和49年の改正では、包括規定が新設され、資産評価規定に関して軽微な見

1) 神田秀樹著『会社法 (第三版)』弘文堂、平成14年、19-21ページ。

直しが行なわれた。包括規定は商法規定と会計基準の連絡調整役を果たすものであり、資産評価規定の解釈にあたり重要な役割をもつものである。平成11年の改正は金融資産に新しく時価評価を導入した会計基準と関連をもつ。会計基準を変更するためには従来の取得原価主義にもとづく商法規定の改正が不可避とされた。また、平成14年の改正では、株式会社の資産評価規定が全面的に削除され、省令に委任されることとなった。これもきわめて大きな転換を示すものといえよう。

本稿の目的は、こうした3度にわたる商法改正の内容とその背景について考察し、変遷の意義を明らかにしようとするものである。

2 昭和49年改正商法における資産評価規定

(1) 改正の経緯

法制審議会商法部会が昭和49年の商法改正に着手したのは昭和41年11月2日のことといわれている²⁾。改正が実現するまでには9年あまりの歳月を要している。改正法としてまとまるに至った要綱案は、法制審議会商法部会では、昭和44年7月、45年3月、そして同年10月と3回にわけて決定されている³⁾。

昭和49年の改正は監査制度の改善に焦点があてられた。というのも、昭和40年に大企業が倒産し、粉飾の事実が明らかにされたためである。まず監査役の権限を強化するため、会計監査のみでなく業務監査も行なえるようにした。さらに、大会社を対象として、公認会計士または監査法人による監査が商法にはじめて導入されることになった。

監査を充実させ、株主総会前に監査結果を明らかにするため、決算日から株主総会開催日までの期間が3カ月に延長された。その結果、大部分の企業は半年決算から1年決算に移行することになった。年2回の配当を可能にするため、

2) 鈴木竹雄・竹内昭夫著『商法とともに歩む』商事法務研究会、昭和52年、479ページ。

3) 同書、488ページ。

中間配当制度が新設された。また、開業時と決算時の財産目録作成は廃止されることになった。

証券取引法が適用される大企業の場合、証取法上の会計監査と商法上の会計監査が二重に行なわれることになる。そのため、証取法上の監査に適用される会計基準（企業会計原則）と商法上の監査に適用される商法計算規定との一致が不可欠とされた。資産評価規定についていえば、両者はまだ完全には一致していない状況にあった。

企業会計審議会は昭和44年12月に企業会計原則修正案を公表し、商法への大幅な歩み寄りを示した。そのうえで、商法に対してつぎの3つの要望が示された。

- 一 商法と証券取引法とにおける会計基準が一致し、同一の会計基準に従って監査が行なわれることを明確にするための規定を商法に置くこと。
- 二 商法の計算規定において、従属会社株式については、低価法の適用を認めないこととすること。
- 三 企業会計原則修正案の趣旨にそい、法務省令「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」及び大蔵省令「財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則」を修正し、両者の一致を図ること。

第1の要望が包括規定の問題であり、第2の要望が資産評価規定の見直しになる。

(2) 包括規定の新設

昭和49年改正商法の第32条第2項ではつぎのように規定された。

商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ

これは通常、包括規定と呼ばれている。新井清光氏によれば、包括規定の問題は昭和26年の商法調整意見書による企業会計原則の側からの提言に始まり、歴史的につぎの3つの段階に分けられるといわれている⁴⁾。

4) 新井清光著『日本の企業会計制度——形成と展開』中央経済社、平成11年、181-182ページ。

第1段階は、この提言を受けて昭和30年代に行われた、商法側における包括規定問題の検討である。

第2段階は、昭和49年商法改正において行われた、包括規定設定問題の再検討と商法総則における斟酌規定の設定である。

第3段階は、昭和56年商法改正において行われた、株式会社計算規定に対する基本原則の再検討である。

包括規定の問題は、昭和49年に新設される前後のかなり長期間にわたって、商法側と企業会計原則側とで激しく議論されたことになる。ここでは第2段階にもっぱら焦点をあてることとしたい。

資産の評価に関する商法規定と会計基準は、ごく一部を除いてほぼ一致していた。しかし、商法には基本的な規定しか存在しないため、実際に評価を行なうさいにはしばしば不明確な点が発生する。たとえば、減価償却費の計上について、商法では「相当ノ償却」という文言しか規定されていない。取得原価、耐用年数、残存価額、償却方法等が明確にされないかぎり、減価償却費を計上することは困難になる。そこで、会計基準による補充が必要になる。商法規定と会計基準の実質的な一元化を達成するためには、包括規定が重要な役割を果たすことになる。

上記条文中の「商業帳簿」とあるのは、同条第1項により、会計帳簿と貸借対照表を意味する。要綱案および改正案では損益計算書が含まれていた。しかし、すべての商人に適用される総則で損益計算書の作成を強制することは酷であるとして削除された。商業帳簿の作成に関する規定を解釈するさいに、公正なる会計慣行が斟酌されることになる。

公正なる会計慣行は企業会計原則によって代表される。しかし、企業会計原則だけが公正なる会計慣行になるわけではない。商法規定と企業会計原則の内容が相違する場合には、商法規定が当然に優先することになる。昭和44年に企業会計原則修正案が示されたのは、商法との調整をはかり、両者の相違点をできるかぎり排除することにあつた。

斟酌規定にするか準拠規定にするかについては、きびしい議論があつたとい

われている⁵⁾。斟酌というのは、「公正な会計慣行をとりいれて解釈する」ことを意味し、「ある事柄を決定するについて、事情や条件などをとりいれて決定する趣旨⁶⁾」であるといわれている。斟酌規定よりも準拠規定とした方が拘束力は強くなる。多くの会計学者は準拠規定を要望したようであるが、立法担当者はつぎのような考えから斟酌規定を選択した。

「斟酌しなければならないとして、公正な会計慣行に依る、または基づくとされなかったのは、商業帳簿の作成について、いまだ慣行とならない会計の理論や方法もとりいれて解釈する余地を残すためのものであって、その意味では、会計理論の進歩や発展を予定し、慣行のみによることとする場合の解釈の固定化を避けようとする趣旨である⁷⁾。」

斟酌規定による解釈は商法規定が許容する範囲内に限られる。新しい会計基準が商法規定に明らかに違反する場合には、商法の改正が必要になる。その典型例は平成11年における金融資産の時価評価問題にみられる。

(3) 子会社株式の評価

資産の評価規定に関する改正点としては、総則の部分と株式会社の部分があげられる。企業会計原則との調整という点では、後者が重要である。

総則部分の改正は昭和13年以来ということになる。昭和13年の改正商法では時価以下主義を原則とし、営業用の固定財産について取得原価による評価を認めていた。

昭和49年の改正商法第34条では、流動資産、固定資産および金銭債権の3つに区分して規定されている。流動資産については、取得原価または時価を附することとし、時価が著しく下落し、回復すると認められないときには時価によらなければならないとした。固定資産については、取得原価主義を採用し、相

5) 同書, 192-193ページ。

6) 田邊明「商法の一部を改正する法律案要綱の解説」『産業経理』第30巻5号, 昭和45年5月, 44ページ。

7) 同稿, 44ページ。

当の償却と予測できない減損による減額を要求した。また、金銭債権については、債権金額から取立不能見込額を控除した額を超えてはならないとした。

要するに、資産の種類別に評価方法を規定するとともに、評価方法の選択余地を株式会社よりも広く認めていることになる。

他方、株式会社部分の改正では、子会社株式の評価方法として低価法が排除されている（第285条ノ6第2項）。昭和49年改正前の商法では、取引所の相場ある株式すべてについて低価法の適用が認められていた。したがって、子会社株式であっても低価法の適用が可能であった。改正法では、取引所の相場ある株式にして子会社の株式以外のものに低価法の適用が認められることとされた。会計研究者のあいだでは、子会社株式は売却を予定せずに長期間保有するものであり、低価法の適用は不相当と考えられていた。このことは昭和44年の企業会計原則修正案の前文でも要望されていた点である。

改正の結果、子会社株式の評価はつぎのようになった⁸⁾。

{	上場有価証券	{	原則…原価主義で評価 (第285条ノ6第1項)
		{	例外…時価が著しく下落し回復の可能性がない場合には時価で評価する(第285条ノ2第1項但書)
{	非上場有価証券	{	原則…原価主義で評価 (第285条ノ6第1項)
		{	例外…資産状態が著しく悪化したときには相当の減額をなすことを要す(第285条ノ6第3項)

ただし、「取引所の相場」があるかないかによる区分は、平成11年の改正により、「市場価格」があるかないかによる区分に変更されている。

8) 新井益太郎「子会社株式の評価」『企業会計』第26巻5号、昭和49年4月、51ページ。

3 平成11年改正商法における資産評価規定

(1) 金融商品の時価評価

企業会計審議会が「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表したのは平成11年1月22日のことである。同意見書によれば、金融資産および金融負債の範囲は、「現金預金、金銭債権債務、有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権債務等」(Ⅲ・一・1)とされている。同意見書の画期的な点は、金融資産の一部に時価評価を導入したことにある。それは単なる時価の注記ではなく、貸借対照表上における開示に特徴がある。

一般事業会社への導入に先だち、平成8年に銀行法および証券取引法が改正され、金融機関の金融商品について時価評価が実施された。すなわち、「金融機関は、トレーディング取引(特定取引)をその他の取引から区別して経理するために「特定取引勘定」を設けて、この勘定に属する金融商品を時価評価し、純評価益を配当可能利益から控除することが求められ⁹⁾」たのである。純評価益を配当可能利益に含めなかったのは、未実現利益の配当を認めていない商法との関係を配慮したものとされている。

金融機関の金融商品取引は大量かつ複雑である。その透明度を高めるためには、貸借対照表の本体において時価の影響を明らかにすることが必要とされた。こうした金融機関における金融商品の時価評価は、その後、一般企業に拡大されることとなった。平成11年の金融商品会計基準は、一般事業会社への適用を目的として設定されたものである。

大塚宗春氏によれば、金融商品の評価基準等はつぎのように要約される¹⁰⁾。

9) 田中建二著『時価会計入門』中央経済社、平成11年、5ページ。

10) 大塚宗春「金融商品の評価基準」『企業会計』第51巻5号、平成11年5月、48ページ。

金融商品の属性		評価基準	評価差額の取扱い
有 価 証 券	売 買 目 的	時 価	損 益 に 計 上
	満 期 保 有 債 券	償 却 原 価	-
	関 係 会 社 株 式	原 価	-
	そ の 他 有 価 証 券	時 価	資 本 の 部 に 直 接 計 上
金 銭 債 権		償 却 原 価	-
特 定 金 銭 信 託 等		時 価	損 益 に 計 上
デ リ バ テ ィ ブ		時 価	損 益 に 計 上

(注1)償却原価とは、債券（債権）を債券（債権）金額より高く又は低く取得した場合、当該差額を毎期利息として計上し、取得原価に加減した価額をいう。

(注2)「その他有価証券」の時価評価においては、期末時点の時価の他、期末前1カ月の平均時価によることもできる。

(注3)市場価格が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、帳簿価額を時価に付け替え損失を計上する強制評価減の考え方は、常時、すべての有価証券に適用する。

(注4)市場価格がなく時価評価できない場合は原価で評価する。

なお、金融商品の評価論としては、上記のような保有目的別評価から全面時価評価¹¹⁾または包括的時価評価¹²⁾に移行する議論が進められている。もしそうなるとすれば、さらなる展開が生まれることになる。

(2) 時価評価の容認

金融資産の時価評価に関する会計基準を設定するためには、商法が障害になった。商法は取得原価主義を基本としており、時価評価を認めていないからである。商法を改正せずに新会計基準を設定することは不可能であった。新会計基準と商法との調整作業は事前に進められた。法務省と大蔵省（当時）の共同

11) 大塚宗春・川村義則「金融商品の評価」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、平成14年、280ページ）。

12) 田中建二「金融リスクの会計の論点」（同編著『金融リスクの会計』東京経済情報出版、平成15年、9ページ）。

開催による研究会は「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を平成10年6月16日に公表した。同報告書では、金融商品に対する時価評価の導入に関して、つぎのような見解が示されている。

「証券取引法上の開示において時価評価が強制された公開会社については、商法に時価評価を行う会社の範囲について明文規定を置かない場合にも、公正な会計慣行が斟酌されることにより商法上も時価評価を行うことになることと解することが適当である。」(Ⅱ・2)

公開会社には時価評価が強制されるのに対し、非公開会社には強制されないこととされている。その区別は第32条第2項の斟酌規定に求められている。同じく斟酌規定によって対応するものとして、デリバティブの会計処理があげられている。

「商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第32条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えないのではないかと考えられる。」(Ⅱ・3)

こうした考えを反映したうえで、改正商法は株式会社の金銭債権等について時価評価を容認することとなった。すなわち、市場価格ある金銭債権、社債および株式について、時価を付することができることとされた(第285条ノ4第3項、第285条ノ5第2項、第285条ノ6第2項)。

市場価格の意味については、「証券取引所において形成されている取引価格である取引所の相場のほか、店頭登録市場の相場、さらには、たとえば、証券会社において取り扱われている未上場または未登録の銘柄の株式等のように、随時、売買、換金等を行うことができる取引システム等において形成されている取引価格、気配、指標その他の相場を含む¹³⁾」と解されている。したがって、それは取引所の相場よりも広いことになる。

また、時価評価により、時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、配当制限の対象になるとされた(第290条第1項第6号)。これは評価益を配当

13) 原田晃治「株式交換等に係る平成11年改正商法の解説(下)」『商事法務』第1538号、平成11年9月25日、5ページ。

財源に利用できないという意味である。

4 平成14年改正商法における資産評価規定の省令化

(1) 商法改正と商法施行規則

従来、資産の評価規定は商法で行なわれ、表示上の規制が計算書類規則に委ねられていた。計算書類規則が制定されたのは昭和38年である。昭和37年の商法改正で計算規定が整備されたことから、貸借対照表と損益計算書の記載方法が定められることとなった。商法が実質的な規定を設け、計算書類規則は様式上の規定を設けることとされた。その後、附属明細書、営業報告書および決算公告の要旨に関する規定が追加された。

平成14年の改正時に、商法関係の複数の省令が統合され、「商法施行規則」として制定された。計算書類規則は商法施行規則に吸収されることとなった。

平成14年改正商法第285条では、つぎのように規定された。

会社ノ会計帳簿ニ記載又ハ記録スベキ財産ニ付テハ第34条ノ規定ニ拘ラズ法務省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ価額ヲ付スルコトヲ要ス

株式会社における財産評価規定は法務省令に委任されることとなり、従来の評価規定はすべて削除された。委任にもとづく商法施行規則の改正内容は平成15年2月28日に公布された。こうした省令委任について、岸田雅雄氏はつぎのように述べている。

「この計算関係規定の法務省令への委任は、商法会計と証券取引法会計との調整等の観点からなされるものであり、公開会社以外の会社について証券取引法会計を強制する趣旨ではなく、公開会社以外の会社については、これまでどおりの会計基準の選択が認められることになる¹⁴⁾。」

省令委任は大胆な試みである。この決断はどのような意味をもつのであろうか。

14) 岸田雅雄「計算規定関係の改正項目」『税経通信』第57巻10号、平成14年7月、105ページ。

(2) 省令委任の意義

会計実務に対する商法の対応はとかく遅れがちになる。近年における頻繁な改正は、そうした遅れをできるだけ少なくしようとする試みのように思われる。法律の改正と比較して、法務省令の改正の方がたしかに迅速に対応できる。会計基準の激しい変化に追いつくためには迅速性が求められるのであろう。しかし、実質的な評価規定を商法で定めなくても、問題はないのであろうか。つぎのような指摘がなされている。

「商法の計算規制を商法から外して法務省令へ委任することは、確かに会計基準への柔軟性を高め、その変更を容易にするものである。しかし商法に規定する罰則規定と関連して考えると計算規制をすべて省令で行うことは、その刑罰規定との関係で罪刑法定主義に違反しないか、が問題となる¹⁵⁾。」

また、省令委任が公開会社における会計基準と商法規定との一致を目指すのであれば、より基本的な発想が求められなければならない。その点で、上村達男氏による「公開株式会社法」構想はきわめて有益な論点を提示している。ここでは資産評価規定に限定した論点を取り上げることとしたい。

まず、公開株式会社法の意味について、つぎのように説明されている。

「公開株式会社法ないし公開株式会社法理として示される理論体系は、株式会社制度が証券市場を通じた資金調達を可能とする仕組みとして構成されていること、株式会社制度の運営機構等のガバナンス・システムも、そうした最大級の証券市場にも耐えうる仕組みとなっていること、そして株式会社が現実に証券市場において公開された場合には、公開されたことに基づく性格が株式会社法理自体に現実に反映し、それ以前の株式会社とは本質を異にする存在となること、等の特徴とする体系であり、いわば証券市場の存在を理論の中核に据えた株式会社法理を意味する¹⁶⁾。」

公開株式会社とその他の株式会社との峻別が強調されている。この点は、と

15) 同稿、109ページ。

16) 上村達男著『会社法改革——公開株式会社法の構想』岩波書店、平成14年、115ページ。

くにわが国の場合、重要な視点になる。

さて、同氏は評価規定と斟酌規定の関係について、つぎのように批判している。

「平成11年商法改正は株式会社法の評価規定として、市場価格ある金銭債権等につき時価会計を導入したが（……），その規定ぶりは「時価を付するものとするを得」という具合に任意規定の形をとっている。しかし多くの学説は、企業会計審議会が公表した基準や意見書を公正な会計慣行とすることで、商法32条2項の「商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正なる会計慣行を斟酌すべし」とのいわゆる斟酌規定を使い、公開会社については時価会計を強制すべきと解している。しかしそうであるならば、初めから公開会社については時価を「付さなければならない」との規定を設ければよさそうなものである。「公開会社については」時価を「付さなければならない」といった規定は作れないとの考えを前提に、こうした迂遠な構成がとられるのは、資産の評価規定は商法が規定すべきものであるが、証券取引法は商法とは異質の取締法規であるとの抜きがたい観念があったためである。そのうえで、時価会計は証券取引法の話ではなく、商法固有の問題として、公開株式会社以外のすべての株式会社に妥当する規定の仕方をしなければならぬと考え、そのことが時価会計規定を任意規定としなければならないとの発想に繋がっている。そのうえで斟酌規定を使って、結局は公開会社については時価会計は強行規定と解されたのである。公開株式会社法理論は、「公開株式会社については」時価を「付さなければならない」といった規定を至極当然のこととするため、こうした迂遠な対応をとる必要はない¹⁷⁾。」

公開会社だけを対象として会計基準と商法規定を一致させることはむしろかしようである。商法上の株式会社には公開会社のほかに中小の株式会社が含まれる。中小企業に「過重な負担」を課すことのないように、という附帯決議が衆議院および参議院の両法務委員会で作られている¹⁸⁾。したがって、公開会

17) 同書、178-179ページ。

18) 始関正光「平成14年商法改正の概要」『ジュリスト』第1229号、平成14年9月1日、8ページ。

社と中小企業とで異なる会計基準の適用が考えられたのであろう。それにしても、斟酌規定を使って公開会社の資産評価規定を規制する方法は、わかりやすいとはいえない。

5 む す び

本稿では、昭和49年、平成11年および同14年の商法改正における資産評価規定について考察した。この30年間にわたる変遷は、資産評価規定自体の改正というよりも、商法による規制のあり方が問われた展開といえよう。

商法による規制のあり方は会計基準を単に取り込むだけでは済まなくなっている。商法による規制には限界が見えはじめたといえるかもしれない。会計基準と商法規定を調整するためには工夫が必要とされた。そのひとつの方法が包括規定であり、いまひとつの方法が委任規定であったといえよう。

会計基準はますます複雑かつ多様化してきているため、商法にはなお一層の柔軟な対応が求められることになるだろう。